答弁第一七九号平成十六年六月二十九日受領

内閣衆質一五九第一七九号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員長妻昭君提出公営住宅・官舎に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公営住宅・官舎に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

公営住宅、 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社(以下「公団公社」という。)の賃貸住宅並びに国

家公務員宿舎(以下「宿舎」という。)に係るお尋ねの事項については、そのすべてについて調査し、 集

計することは、作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難であるが、現存する資料等によ

り把握が可能な範囲でお答えすれば、それぞれ次のとおりである。

1 公営住宅について

公営住宅の入居者のうち入居の際の収入要件を満たさなくなったもの(以下「収入超過者」という。)

の入居戸数は、 平成十四年度末時点で、全国で約二十三万九千戸であり、 その都道府県ごとの内訳は、

別表第一のとおりである。収入超過者の退去促進に向けた地方公共団体の取組としては、 収入超過者で

ある旨を本人に対して文書で通知するとともに、本人と面談をした上で他の公的賃貸住宅等への転居の

あっせん等が行われるほか、収入超過者のうち一定の要件を満たす特に高額の収入のあるもの

「高額所得者」という。)に対しては、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の規定に基づい

_

て公営住宅の明渡しの請求を行うことができることとなっている。 東京都が管理する公営住宅を例にと

平成十四年度に高額所得者となった者が平成十六年六月二十一日までに退去した事例におい

高額所得者となってから退去するまでの平均月数は、 おおむね十四月であり、 また、 高額所得者が病気

や障害者等の場合には退去を求めないこととしていると聞いている。

さらに、平成十年度から平成十四年度までの年度ごとの公営住宅の応募倍率(応募者数を募集戸数で

除したものをいう。 以下同じ。)は、 別表第二のとおりであり、昨今の経済状況を反映して、公営住宅

への入居需要が高まっている一方、いったん入居した後の継続居住期間は長期化する傾向にあり、また、

新たに募集される戸数が減少傾向にあるため、 公営住宅の応募倍率は高くなってきている。

2 公団公社の賃貸住宅について

公団公社の賃貸住宅に入居するための資格要件については、 公営住宅のような収入要件はないが、 住

宅に困窮する者に対して供給するという公団公社の賃貸住宅の目的を踏まえ、公団公社においてその適

正な管理が行われているものと考えている。

国で三事例であり、 による退職を除く。 宿舎の貸与を受けていた職員が退職)した場合において宿舎を退去していない事例は、 その市町村ごとの数及び詳細は、 (公庫、 公団その他特別の法律により設立された法人等への出向 別表第三のとおりである。 平成十六年六月一日時点で、

四について

都 管理の適正化を引き続き図っていく必要があると考えている。 ことを目的として供給される住宅であり、 供給主体は、 地方公共団体においては、 については、 市地域又は住宅の不足の著しい地域等において良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図る 公営住宅及び公団公社の賃貸住宅は、 公営住宅法に規定する収入超過者に対する措置等を的確に実施するなどにより、 それぞれの住宅の目的に沿って適正な管理を行っていくことが必要である。 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給することを目的とする住宅であり、 このような目的を踏まえ、 住宅に困窮する者等に賃貸するために供給される住宅であり、各 賃貸契約の違反等に対処するなど、公団公社が引き続き適正な その本来の施策対象ではなくなった収入超過者に対 また、 公団公社の賃貸住宅については、 特に、 公営住宅の 公営住宅 大 各

管理を行っていく必要があると考えている。

宿舎については、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保することを目的として設置される住宅であ

いりたい。

り、国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定に基づき、引き続き適正な管理に努めてま

都道府県名	収入超過者の入居戸数 (千戸)
全国計	239.4
北 海 道	12.0
青 森 県	1.7
岩 手 県	1.1
宮城県	3.1
秋田県	0.8
山形県	0.9
福島県	3.6
茨 城 県	5.0
栃木県	3.1
群馬県	4.4
埼 玉 県	5.4
千葉県	4.3
東 京 都	28.7
神奈川県	14.3
新 潟 県	1.5
富山県	1.1
石川 県	1.4
福井県	1.3
山 梨 県	3.2
長野県	4.0
岐 阜 県	2.7
静岡県	6.7
愛 知 県	26.7
三重県	2.3
滋 賀 県	1.3
京 都 府	3.9
大阪府	28.9
兵 庫 県	11.9
奈 良 県	1.7
和歌山県	1.6
鳥取県	1.0
島根県	1.5
岡山県	1.9
広 島 県	4.5
山口県	4.8
徳 島 県	1.4
香川県	1.4
愛 媛 県	2.4
高知県	1.1
福岡県	11.3
佐 賀 県	1.6
長崎県	3.5
熊本県	3.9
大 分 県	2.6
宮崎県	2.3
鹿児島県	4.1
沖縄 県	1.5
	*,

(注)少数点第二位以下を四捨五入した。

別表第二 公営住宅の応募倍率

	募集戸数 (千戸)	応募者数 (千人)	応募倍率
平成10年度	172	480	2.8
平成11年度	149	562	3.8
平成12年度	128	641	5.0
平成13年度	114	770	6.8
平成14年度	113	965	8.6

⁽注)募集戸数及び応募者数は単位未満を四捨五入し、応募倍率は少数点第二位以下を四捨五入した。

別表第三 宿舎を退去していない事例

市町村名	当該事例 の数(戸)	退去しない 年月数 (月)	退去しない理由	退去促進に向けた 当局の働き掛けの実態	入居基準外である 具体的要因
仙台市	1	1	自宅を建設中であるため	宿舎明渡しの請求	職員でなくなったため
枚方市	1	2	自宅を建設中であるため	宿舎明渡しの請求	職員でなくなったため
下関市	1	2	自宅を建設中であるため	宿舎明渡しの請求	職員でなくなったため

⁽注)退去しない年月数は、明渡しの期限後引き続き居住している期間をいい、月未満の日数を切り捨てた。